

PTA 規約

杉並区立三谷小学校PTA

令和4年6月改訂

三谷小学校 P T A 個人情報保護方針

(関係法令等の遵守)

1. 三谷小学校 P T A は「個人情報の保護に関する法律」その他の法令および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドライン（以下、総称して「個人情報保護法」といいます。）を遵守して個人データを適正に取り扱います。

(個人情報の内容)

2. 三谷小学校 P T A が取得し、保有する個人情報は、以下の内容となります。
会員の氏名、住所、連絡先電話番号、地区班、P T A 役員委員履歴、メールアドレス、会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹、口座情報

(個人情報の利用目的)

3. 三谷小学校 P T A は、取得・保有する個人情報を、P T A 会則に掲げる活動を実施するための連絡および運営のみ利用いたします。主に P T A 会費の引き落とし確認、地区班名簿作成 P T A 各種書類の配布回収の確認、P T A 役員委員選出の連絡等に使用いたします。

(個人情報の管理)

4. 三谷小学校 P T A の保有する個人情報は、厳重に管理し、在籍児童の卒業後破棄します。
また、登録・保管用の役員委員経験が書かれた P T A カードや会計書類については、担当者が厳重な管理のもとで使用し、任務終了後は次の担当者へ責任を持って引き渡します。

(個人情報の開示・訂正・追加・削除等)

5. 本校 P T A に対し、個人情報の開示・訂正・追加・削除の請求がある場合には、会員ご本人様から P T A 役員委員までご連絡をお願いいたします。個人情報保護法に従って対応いたします。なお、個人情報に訂正、変更等がありましたら、できるだけ速やかに総務部へご連絡いただきますようお願いいたします。

(ご質問及び苦情の窓口)

6. 三谷小学校 P T A における個人データの取り扱いに関するご質問や苦情については、総務部までご連絡ください。

(方針の改定等)

7. 本保護基本方針については、運用上改善を要する場合には、改訂等の変更を行うことがあります。

(付則) この方針は、令和3年12月7日より施行いたします。

杉並区立三谷小学校 P T A 規約

第1章 総 則

第 1 条 本会は東京都杉並区立三谷小学校 P T A といい、事務局を同校に置く。

所 在 地 〒167-0023 杉並区上井草3丁目14-12

設立年月日 昭和31年5月25日

第 2 条 本会は児童の幸福を増進するために、保護者と教員が一体となって、学校教育の発展に協力することを目的とする。

第 3 条 本会及び本会員は、P T Aの名において特定の政党宗派営利的企業を支持しもしくは反対し、また学校の経営や人事に干渉しない。

第2章 事 業

第 4 条 本会はその目的を達するために次の事業を行なう。

1. 児童の健康増進と生活の向上に関する事。
2. 教育環境の改善と充実に関する事。
3. 会員相互の教養をたかめ、親睦をはかること。
4. 会員の福利厚生に関する事。
5. その他必要な事業

第3章 会 員

第 5 条 本会の会員については、次のとおりとする。

1. 正会員と準会員とする。
2. 正会員は本校児童の保護者と本校の教員とする。
3. 準会員は、本会正会員であったもので本会の趣旨に賛同し、年度毎に募集され入会する者とする。

第4章 役員及び監事

第 6 条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長1名とし、保護者より選出する。
2. 副会長4名とし、副校長及び、保護者より選出した3名とする。
3. 庶務理事3名とし、教員1名及び、保護者より選出した2名とする。
4. 会計理事3名とし、教員1名及び、保護者より選出した2名とする。

第 7 条 本会は保護者より選出した監事2名をおく。

第 8 条 役員及び監事の任期は1年とする。ただし、引き続き1年は留任することができる。

第9条 役員及び監事のうち、保護者から選出する者は第7章に定める選考委員会で推薦し、運営委員会において決定することで、選出する。教員から選出する者は教員側の互選により決定し、総会で承認する。

第10条 役員及び監事は他の役職の兼任・代理を認めない。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務をまとめ、本会を代表する。
2. 副会長は会長をたすけ、会長事故あるときはその代理をつとめる。
3. 会計理事は、会計事務にあたる。
4. 庶務理事は、本会の業務に関する記録及び運営の推進にあたる。
5. 役員は役員会を構成し、必要に応じて会務を審議する。

第12条 監事は本会の事業並びに会計を監査する。

第13条 役員及び監事に欠員あるときは、運営委員会で推せんし決定する。その任期は残任期間とする。

第5章 顧問

第14条 本会は顧問をおくことができる。

1. 顧問は教育に理解が深く、本会の健全な発展に寄与し得る人で、運営委員会において推薦し、会長が委嘱する。(正会員を除く)
2. 顧問は運営委員会の諮問に答える。
3. 顧問の委嘱期間は当年度とする。

第6章 会議

第15条 本会は次の会議を持つ。

1. 総会
2. 委員総会
3. 運営委員会
4. 役員会

第16条 総会についてはつぎのとおりとする。

1. 総会は会長が招集し、その議長、副議長は正会員の中から選出する。
2. 総会は定期総会と臨時総会とする。
 - (1)定期総会は毎年1回、年度始めに開かれ、つぎのことを行なう。
(イ)規約の審議決定 (ロ)会務の報告 (ハ)決算の承認・予算の決定
(ニ)その他重要事項の審議決定
 - (2)臨時総会は必要に応じて開く。
3. 総会の成立定数は正会員の3分の1以上とし委任状を認める。

第17条 委員総会についてはつぎのとおりとする。

1. 委員総会は必要に応じて会長が招集し、その議長副議長は委員の中から選出する。

2. 委員総会は学級委員・地区委員及び教員をもって構成し、その3分の1以上をもって成立する。
3. 委員総会は、つぎのことを行なう。
 - (1) 総会で委任された事項の審議
 - (2) 運営委員会から提案された事項の審議
 - (3) その他緊急事項の審議

第18条 運営委員会についてはつぎのとおりとする。

1. 運営委員会は会長が招集し、その議長となる。
2. 運営委員会は役員、監事、学級教養部代表2名、各学年代表6名、広報部代表2名、PTA祭実行委員代表2名、各地区委員4名及び、教員側代表1名をもって構成し、過半数で成立する。
3. 運営委員会は毎学期1回以上開き、つぎのことを行なう。
 - (1) 各部及び地区委員会から提案された業務計画の審議・決定
 - (2) 総会・委員総会に提出する議案及び報告書の作成
 - (3) 総会・委員総会で委任された事項の審議
 - (4) 特別委員会の設置
 - (5) 役員及び監事候補の承認（補欠役員の決定・承認）
 - (6) その他必要事項の処理
4. 会長は必要に応じ、運営委員会に選考委員を招集することができる。

第19条 役員会は会長が必要に応じて招集する。

第20条 各会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

第21条 学校長は本会の健全な発展のためにすべての会議及び諸会合に出席して意見を述べることが出来る。

第7章 組織と活動

第22条 本会の活動を行なうために、次の組織をもつ。

1. 学級会 2. 学年委員会 3. 部会 4. 選考委員会 5. 地区委員会

第23条 学級会についてはつぎのとおりとする。

1. 学級会は学級の会員と担任教員をもって構成し、学級委員が招集する。
2. 学級会は学期毎に1回以上開き、次のことを行なう。
 - (1) 学級会員の親睦をはかり、児童の教育向上のために話し合う。
 - (2) 学級委員として学級教養部1名を置く。
 - (3) 学年からの委員として広報部1名（6年生を除く）、PTA祭実行委員5名を置く。

(4) 役員選考に関する学年の代表 1名を保護者より互選する。

(5) 児童の福祉・会員の慶弔等

3. 学級委員は学級会活動の企画と運営を計る。

第24条 学年委員会についてはつぎのとおりとする。

1. 学年委員会は当該学年の学級委員と担任教員をもって構成し、学年代表が招集する。

2. 学年委員会は年に1回以上開き、次のことを行なう。

(1) 学級相互の連絡・調整をはかる。

第25条 部会についてはつぎのとおりとする。

1. 学級教養部・広報部・PTA祭実行委員会をおく。

2. 各部の部長1名、副部長1名は各部毎に部員の互選により決定する。また、教員より、副部長1名を教員側の互選により決定する。

3. 部長は各部を代表し、副部長は部長をたすけ、部長事故あるときはこれに代わる。

4. 各部は、所属の部員と教員をもって構成し、必要に応じて部長が招集し、つぎのことを行なう。

(1) 学級教養部

学級活動に関する事項を協議し、学級・学年の連絡・調整をはかる。

会員の教養、親睦をはかる計画と実施と児童・会員の健康増進をはかる。

(2) 広報部

会報の編集・発行する。

(3) PTA祭実行委員会

PTA祭を行う為の準備・運営を行う。

第26条 選考委員会についてはつぎのとおりとする。

1. 選考委員会は6年を除く各学年を代表する保護者5名と教員1名をもって構成し、年度頭初に発足する。

(1) 保護者の代表は、6年生を除く各学級会において、学年1名を選出する。

(2) 教員の代表は、教員側の互選により選出する。

2. 選考委員会は、委員の互選または立候補によって、保護者の代表より委員長を選出する。

3. 委員長は、選考委員会の招集及び運営を行う。

4. 選考委員会は、保護者のうち、役員及び監事に立候補または正会員に推薦された者から選考基準により役員及び監事候補を選考し、運営委員会に推薦する独立の機関とする。

5. 選考委員会は、前項の選考を毎年2月末に内定する。

第27条 選考委員は、役員候補になることはできない。

第28条 役員選考基準はつぎのとおりとする。

1. 本会正会員としての資格を有する者
2. 規約第8条の但し書適用に該当しない者
3. 本会活動に熱意と理解があり、かつ実践力のある者

第29条 役員選考の方法はつぎのとおりとする。

1. 会員より立候補または推薦された候補全員を対象として選考する。
2. 立候補または推薦は、会長候補とその他の役員候補及び監事について行なう。
3. 選考委員会は互選会をもうけることとする。
4. 会長及び他の役員、監事候補は、第3条の該当者について推薦会員数を参考として選考し、互選会を経て本人の承認を求める。
5. 会長候補決定後他の役員及び監事を前項に準じて決定する。

第30条 選考委員会は非公開とする。

第31条 地区の組織・運営についてはつぎのとおりとする。

1. 学区域を実情に応じて、地区にわけ、各地区をいくつかの班にわけて活動する。
2. 班会は、班の会員で構成し、必要に応じて班長が招集し次のことを行なう。
 - (1)班長及び副班長を互選する。
 - (2)班長が地区委員長に選出された班は、新たに班長1名を選出する。
 - (3)班会員の親睦をはかり、児童の生活をよりよくすることや、校外における生活指導について話し合う。
3. 地区委員会は、各班の班長と担任教員をもって構成し、必要に応じて地区委員長が招集し、次のことを行う。
 - (1)各地区毎に、班長の中から地区長を互選する。
 - (2)地区長の中から地区委員長1名、副地区委員長3名を立候補または輪番制にて選出する。
 - (3)各地区内の連絡・調整をはかり、協力して各班の活動や児童の校外生活指導を推進する。

第32条 各部及び地区委員会の業務計画は、事前に運営委員会に提出し、その審議を経なければならない。

第8章 予算及び会計

- 第33条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第34条 本会の会員は所定の費用を納める。ただし、特別の事情のあるものは、運営委員会の議を経て、減免することができる。
- 第35条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第36条 本会の予算案は、会計年度末まで会計理事が立案し、運営委員会の承認を経たうえで、総会が決定する。
- 第37条 会計理事は、予算案の検討に必要と判断した場合、予算委員会を招集することができる。
- 第38条 予算委員会の運営については、次のとおりとする。
1. 予算委員会は、会計理事ならびに各部・サークル会計によって構成する。
 2. 予算委員会は、各部・サークルの当年度の経費支出の実績や課題に基づき、次年度の予算案について、協議を行う。

第9章 付 則

- 第39条 本会は、つぎの帳簿を備える。
- 会計簿・記録簿・領収書・備品台帳・その他必要な帳簿
- 第40条 本会の規約改正は運営委員会の議を経て、総会の議決を必要とする。
- 第41条 本会の規約執行に関する細則は別に定める。
- 第42条 本規約は、平成21年4月1日より実施する。
- 本規約は、平成27年4月1日より実施する。
- 本規約は、令和4年7月1日より実施する。
- 第43条 会長、副会長、庶務理事、会計理事をもって総務部と称する。

細 則

- 第1条 副会長は、副会長の任務を遂行するにあたって必要と判断した際に、自らの任務を分担して行う者の任命を選考委員会に要請することができる。
- 第2条 前項に定める者の任命方法については、第4章第9条に準じる。
- 第3条 本細則の改廃は、各部会の協議を経たうえで、運営委員会が決定する。ただし、組織名や表現の修正など運営委員会が軽微な修正と判断した際は、運営委員会のみが決定する

慶弔規定

第 1 条 本規定は三谷小学校の P T A の慶弔について規定する。

第 2 条 慶事について

- | | |
|---|----------|
| 1. 教員の結婚 | 5, 000 円 |
| 2. 教員及び児童の社会的善行その他表彰に値する業績があった時は運営委員会の審議によりその取り扱いを決定する。 | |

第 3 条 弔慰金について

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 教員 | 5, 000 円 |
| 2. 教員の配偶者及び 1 親等の家族 | 3, 000 円 |
| 3. 児童及び保護者 | 5, 000 円 |
| 4. 準会員（前年度正会員に限る） | 3, 000 円 |

第 4 条 見舞金について

- | | |
|---|----------|
| 1. 教員が病気または傷害のため欠勤 15 日以上にわたる場合 | 5, 000 円 |
| 2. P T A 行事において傷害のあった時は、運営委員会又は役員会の審議により決定する。 | |

第 5 条 転退教職員の記念品について

- | | |
|--|--|
| 1. 在職 1 年毎に 1, 000 円 最高額 5, 000 円とする。 | |
| 2. なお功績のあったものについては運営委員会の審議により加算することが出来る。 | |

第 6 条 その他特に必要と認めたときは運営委員会又は役員会の審議により決定する。

第 7 条 本規定は昭和 53 年 4 月 1 日より実施する。

サークル規定

- 第1条 本規定は、三谷小学校PTAのサークル活動について規定する。
- 第2条 サークルは、会員の教養をたかめ、健康を増進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 サークル活動を行うグループは、その活動内容を示す名称をつける。
- 第4条 サークルの構成は、年度毎におこない、サークル員名簿を三部作成し、一部を会長に、一部を校長に提出する。
- 第5条 年度当初のサークル募集は、会長がおこなう。
- 第6条 サークルには代表を1名おき、更に教員1名の顧問を必要とする。
- 第7条 サークル活動に必要な経費は、受益者負担を原則とする。但し、運営委員会の議決により、経費の一部の補助を受けることができる。
- 第8条 あらたにサークルを結成する場合は、会員10名以上の合意を必要とし、会長をとおして、運営委員会の議決を経るものとする。
- 第9条 サークルは、活動内容、活動計画などの諸連絡を、会長と図る。
- 第10条 サークルは、会長並びに校長の承認を経て、PTAを代表する対外活動をすることができる。
- 第11条 サークル活動のため、校地、校舎を使用するときは、校長の許可を必要とする。
- 第12条 正会員以外のサークル部員は、準会員となる。
- 第13条 この規定は、運営委員会の審議により、改廃することができる。
- 第14条 本規定は、令和4年4月1日より実施する。

三谷小学校 P T A 組織・構成図

